

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和3年（2021年）1月6日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北海道どさんこプラザ札幌店管理運営業務

(2) 業務内容

道産品の販路拡大を図るため、道産品及び流通業に関する専門知識並びに新規販路開拓への意欲等を有する事業者、道産品のアンテナショップ「北海道どさんこプラザ札幌店」の管理運営業務を委託する。

(3) 委託期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日まで

（特に違約事項等がなければ、令和7年（2025年）3月31日まで毎年自動更新の予定）

※1（5）留意事項を参照のこと

(4) 履行場所

北海道どさんこプラザ札幌店（札幌市北区北6条西4丁目JR札幌駅西通り北口）

※1（5）留意事項を参照のこと

(5) 留意事項

ア 北海道新幹線の札幌延伸工事に伴うJR札幌駅構内の工事の影響により、令和4年（2022年）秋頃に1（4）の履行場所から店舗を移転する可能性がある。

イ 本委託契約は、上記1（5）アに関わらず、原則、引き続き委託期間が継続するものとする。

ウ 移転する場合の移転先住所、面積及び営業再開時期は、現時点で未定である。

移転する場合は、道は移転に関する情報を随時受託者へ提供することとし、移転先での営業再開にあたっての諸条件は道及び受託者の協議によって決定する。また、移転先での営業再開の状況に応じて、道及び受託者の協議により、委託契約は解除することができるものとする。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に主たる事務所又は事務所を有し、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第6号又は同法附則（平成20年4月30日法律第23号）第10条の規定に該当する公益法人等、若しくは特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

ア コンソーシアムを構成する法人間に明確な契約が存在すること。

イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

3 参加表明書の提出について

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書及び添付資料を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和3年（2021年）1月26日（火） 午後5時必着

イ 提出場所 北海道経済部食関連産業室販路拡大係

郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-204-5766

ファクシミリ 011-232-8860

ウ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）による。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 プロポーザル実施説明書の交付に関する事項

下記(2)の交付場所で交付する。

(1) 交付期間 令和3年（2021年）1月6日（水）～令和3年（2021年）1月26日（火）

(2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限 令和3年（2021年）2月18日（木） 正午必着

(2) 提出場所 3の(1)のイに同じ

(3) 提出方法 3の(1)のウに同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者の選定後、別途法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道経済部食関連産業室販路拡大係
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目(〒060-8588)
- (3) 連絡先 電話番号 011-204-5766
ファクシミリ 011-232-8860

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、プロポーザル実施説明書による。